

大子町広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大子町広告掲載に関する要綱(平成20年大子町告示第72号)第3条第3項の規定に基づき、広告掲載に係る基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(規制業種又は事業者)

第2条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、広告媒体に掲載し、又は掲出しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類する業種

(2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業

(3) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種

(4) ギャンブル(宝くじを除く。)に関する業種

(5) 投機の商品に関する業種

(6) 占い、運勢判断等に関する業種

(7) 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)第2条第2項に規定する探偵業又はこれに類する業種

(8) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及び特殊結社団体又はこれらに関連する事業者

(10) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続中の事業者

(11) 大子町建設工事等請負業者指名停止等措置要綱(平成20年大子町告示第15号)に基づく指名停止等を受けている事業者

(12) 各種法令に違反している事業者

(13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(14) 町税等を滞納している事業者

(15) 社会問題を起こしている事業者

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載し、又は掲出しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

ア 法令等により製造，販売，提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか，粗悪品等広告を掲載し，又は掲出することが適当でないと思われる商品又はサービスの提供に係るもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ア 暴力，とばく，覚せい剤等規制薬物の乱用，売春等の行為を推奨し，肯定し，又は美化したもの

イ 醜悪，残虐又は猟奇的であるもの等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの

ウ 性に関する表現で，露骨若しくはわいせつなもの又は裸体を含むもの

エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか，社会的秩序を乱すおそれがあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

ア 他の者をひぼうし，中傷し，若しくは排斥し，若しくは他の者の名誉若しくは信用を毀損し，若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの

イ 人種，性別，心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み，基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 第三者の氏名，写真，談話及び商標，著作権その他の財産権を無断で使用するもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性があるもの

ア 公の選挙若しくは投票における事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの（選挙広告を含む。）

イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（政党広告を含む。）

(5) 宗教性があるもの

宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（宗教団体の広告を含む。）

(6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの

- ア 個人又は団体の意見広告
 - イ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれらを含むもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
- ア 色又はデザイン等が景観と著しく違和感があるもの、意味が不明であるもの等公衆に不快感を起こさせるもの
 - イ 自動車等の運転者の誤解を招き、注意力を散漫にするおそれがある等交通安全を阻害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
 - イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
 - ウ 通信教育、講習会、塾又は学校に類似した名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- ア 統計、文献、専門用語等の引用又は取引等に関して表示すべき事項を明記しないことにより、実際のもの又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を提出しない場合を含む。）
 - イ 射幸心をあおる表示又は表現
 - ウ 誇大な表現を含むもの
 - エ 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して権威づけようとするもの
 - オ 投資信託等の広告で元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
 - カ 他人名義の広告
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、消費者を誤認させるおそれがある表示又は表

現（編集記事とまぎらわしい体裁又は表現で広告であることが不明確なものを含む。）

(11) 比較広告

- ア 自己の供給する商品等と競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの
- イ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨し、若しくは保証する記述があるもの

(12) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載し、又は掲出することが適当でない認められるもの

- ア 広告主を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、若しくは保証しているかのような表現のもの（町が別に認証等を行っている商品又はサービス等に係るものを除く。）
- イ 品位を損なう表現のもの
- ウ 投機を著しくあおる表現のもの
- エ 謝罪、釈明等のもの
- オ 尋ね人、養子縁組等のもの

（ホームページに関する基準）

第4条 町のホームページに掲載する広告に関しては、当該ホームページに掲載される広告だけでなく、当該広告がリンクするホームページの広告内容についても、この基準を適用する。

（広告掲載基準の適用）

第5条 第3条に定める広告掲載基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等を行うことにより、広告を掲載し、又は掲出することができると認められるときは、広告主に修正、削除等を求めることができる。

（個別の基準）

第6条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要なときは、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成20年12月1日から施行する。